

## ◆保育所入所申込み必要書類一覧◆

以下①～⑤の書類を揃えて、児童福祉課へお申込みください。

- ① 入所申込書(申込児童1人につき1部)
- ② 健康状態等調査票(申込児童1人につき1部)
- ③ 家庭状況等調書(1世帯につき1部)
- ④ 保育に欠ける状況を確認する書類(1世帯につき各1部)

家族の状況		提出書類、および必要な添付書類	該当者
会社等で働いている		就労証明書 ・ご本人加入の社会保険(ただし国民健康保険以外)の場合は保険証の写し ・上記以外の方は直近の給与明細書の写し ・新規採用の場合は、採用決定通知書または雇用契約書等の写し	父・母 祖父・祖母 ( )
自営業をしている (事業・農業・酪農等)		就労申告書 ・中心者(事業主)の確定申告書(控)の写し ・新規事業開始の場合、事業開廃業届出書、事業開始等申告書の写し等	父・母 祖父・祖母 ( )
内職をしている		就労証明書 ・受注請書及び直近給与明細書の写し ・新規の場合、雇用契約書等の写し	父・母 祖父・祖母 ( )
仕事を探している(求職中)		求職活動申出書 ハローワークの登録証等の写し	父・母 祖父・祖母 ( )
出産の前後		母子手帳の写し(表紙および出産予定日記載ページ)	母 ( )
疾病等	身体障害者手帳1種、 精神障害者保健福祉手帳1級、 療育手帳Aの方	手帳の写し	( )
	要介護1～5の方	介護保険被保険者証の写し	( )
	特別児童扶養手当1級の方	証書の写し	( )
	上記以外の病気、障がい者、 要介護者等の方	診断書	( )
同居親族等の看護・介護		看護・介護が必要な方の診断書	( )
高校、大学、職業訓練校等		学生証または在学証明書の写し、および授業日程表 (内定者は、合格通知書の写し、および授業日程表)	( )
離婚調停中の方 (住民票上も別居中の場合)		調停期日通知書の写し等、調停の事実が確認できるもの	

- ※ 保護者及び60歳未満の同居の祖父・祖母について、いずれかの書類が必要です。
- ※ 祖父・祖母については、住民登録上で世帯分離していても同じ家屋に居住している場合は同居となります。
- ※ 単身赴任等で別居中の方も、別居している配偶者の上記書類が必要です。ただし、住民票上も別居中かつ離婚調停中の場合は配偶者の書類を省略できますので、ご相談下さい。

### ⑤ 保育料算定のために必要な書類(1世帯につき1部)

状 況	提出書類	該当者
会社員や公務員の方(給与所得者)	平成23年分源泉徴収票の写し	父・母 祖父・祖母 ( )
会社員や公務員の方で、確定申告をされた方	平成23年分確定申告書(控)の写し	父・母 祖父・祖母 ( )
農業や自営の方		
所得税が非課税で、平成23年1月1日に滝沢村以外に住所があった方	平成23年度市町村民税の課税証明書 (H23.1.1に住所のあった市町村で発行)	父・母 祖父・祖母 ( )

- ※ 上記書類は、父と母それぞれの分が必要です。祖父母等と同居している場合で、父と母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合、同居の祖父母等の書類も必要となります。
- ※ 期限までに提出がない場合や不備がある場合、保育料は暫定的に最高額となります。
- ※ 母子家庭の方や、世帯員に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合、保育料が軽減される場合がありますのでお申し出下さい。